

発刊にあたって



高鷲文化財保護協会会長 西脇清美

今を遡ること凡そ八二〇年余り昔、日本国中をゆるがす大事件が起こりました。朝廷方と関東武士団との争いです。莊園をめぐって武士が台頭し、その棟梁として鎌倉に幕府を創った源頼朝は、文治元年（一一八五）義経追討を名目として地頭の設置を朝廷に認めさせます。さらに守護を任命します。国司に変わって武士による守護が力を持ってきます。そして、承久の乱（一二二一）で朝廷に勝利した関東武士団には西国の領地が与えられ、守護や地頭として各地に着任していきました。郡上山田庄に入った東氏もその一人です。

この動乱の時代に鷲見郷（高鷲）はどんな様子だったのでしょうか。鷲見郷を領有したのは藤原北家に連なる藤原頼保公です。本舗地頭として鷲見郷を領有しました。その後、鷲見氏を名乗り、戦国時代の終わりまで鷲見氏の盛衰をかけて有力武将（土岐氏、足利氏）に付き従い各地を転戦しました。

初めの頃のことにはよくわかりませんが、『鷲見大鑑』（碓孝司氏所有）にはその様子が鷲退治の伝説として詳しく描かれています。しかし、私たちは無論史実として捉えることはできませんが、この伝説が生まれた背景にはロマンを感じます。そして生まれてくる様々な謎に少しでも迫ろうと、話し合ったり、資料を探したり、古文書を読み合ったり、現地へ行ったりして探求を重ねてきました。本書はその調査や学習の成果です。

そして、何よりも次世代の人たちに、郷土のこと、鷲見氏・鷲見郷の研究の道標となるべく、史実に忠実に、又資料の引用・出所を明らかにし、編集することに努めました。併せて本書が古文書や歴史の学習のきっかけになれば幸いです。

出版にあたりましては著作権の所有者、出版社を始め多くの諸先輩の方々には転用、引用を快く承諾いただきました事を、厚く御礼申し上げます。さらに、高鷲振興事務所長様、碓孝司様、長善寺様、協賛金をご提供下さいました方々、ご支援くださいました多くの皆様、本当に有難うございました。

目次

一、	驚見氏・驚見郷八二〇年顕彰にあたって	01
二、	驚見家譜（国立国会図書館蔵）	11
三、	長善寺文書「従足利將軍感状写」原文	23
四、	長善寺文書の翻刻と読み下し	34
五、	驚見家軍忠状之写原文（高鷲文化財保護協会蔵）	47
六、	驚見家軍忠状之写解題	51
七、	驚見大鑑（裕孝司氏所蔵）	61
八、	もう一つの驚見大鑑（鮎走区長文書）	77
九、	敬願寺由緒傳記（鷲狩り伝説）	87
十、	斎藤利政（道三）書状（驚見尚武氏所蔵）	92
十一、	天文年間の驚見氏宛の書状（驚見尚武氏所蔵）	95
十二、	穴洞白山神社累縁記（驚見尚武氏所蔵）	105
十三、	驚見周保編驚見家史跡（現代語訳版）	113
十四、	驚見氏根元系譜（岐阜県図書館蔵）	146
十五、	驚見家系図（驚見尚武氏所蔵）	158
十六、	驚見氏系図（森家所蔵）	163
十七、	驚見氏系図（高鷲村史掲載）	165
十八、	驚見氏系図（高鷲文化財保護協会蔵）	166
	あとがき	



鷲見家の家紋
 幕紋…劍菱
 裏紋…円に違い鷲の羽
 定紋…丸に劍花菱

鷲見氏・鷲見郷八二〇年頭彰にあたって

(郡上史談一四二号・一四四号馬淵論文、高鷲文化財講座発表
レジメ鷲見尚武、高鷲・長善寺文書、大和村史、白鳥町史、高鷲
村史を参考)

八二〇年の根拠…「長善寺文書」

(袖書) 此重保ハ相伝之御家人

故不代時一の入見参朝夕

之劳令候安堵し小嶋慥妨

甚だ不穩便せし

左候故

(本文)

郡上太郎重保、重ねて申すの状、此の如き、

小嶋三郎慥妨慥かに停止

之を安堵せしむべくの旨、先度下知了、而

猶不承引にて何様事哉、早糺迫

損也、本の如く其身安堵せしむべくの由

仰之状下知せしむべく件如

三月十五日

遠江守殿 (北条時政)

後書判

この下文(関東下知状)には年号が書いてないが、北条時政

が執権であったのが建仁年間(一一二〇一〜一一二〇四)なので、郡上太郎重保(頼保三男)が鷲見郷を、また、美濃国岩滝郷小島三郎が芥見庄を競望(侵略)したことが「尊卑分脈」にも記しているので芥見庄をも所領していたことが分かる。

鷲見氏は何時頃統治したのか

「高鷲村史」「濃北一覽」及び「鷲見家史蹟」には藤原頼保が永暦元年(一一六〇)に向鷲見神社に社領を寄進したと書いてあるが、「大日本史」には記載がない。頼保は永久四年(一一一六)から検非違使に補任されていることは書かれているが、地頭であったことは確認できなかった。(高鷲村史)

「鷲見大鑑」に書いてある「鷲退治伝説」は承久三年(一一二二)に頼保の孫鷲見家保(重保の子)が本補地頭に任命された年に合わせて創作されたもので、頼保が鷲退治を行ったことはい。

以上のことから、頼保の子の鷲見重保が建仁年間中(一一二〇一〜一一二〇四)に北条時政から本補地頭として所領を安堵されているのが最初の文書であり、八二〇年前のことである。(上記「長善寺文書」)

鷲見氏は何処を統治したのか

ではどこを安堵（統治）されたのか。

頼保は永暦元年（一一六〇）向鷲見白山神社に社領二石二斗余を寄進、また検非違使に任命されたとあり、文治元年（一一八五）には源頼朝から地頭に補せられ、美濃国芥見庄及び鷲見郷を支配するとあるが、考察の必要あり。

寿永元年（一一八二）重保は検非違使となり、郡上太郎と称し、また、建仁年間には上記関東下知状の通り所領を安堵されている。（高鷲村史 P61）

承久三年（一二二二）家保が鎌倉幕府より所領を安堵されている。

七代忠保は土岐氏の陣営に属し、城田寺の戦い等で戦功を上げ鷲見郷の地頭に補されている。（高鷲村史）

鷲見氏ほどの様にして統治したのか、その経過

天慶年中（九二八〜九四六）、東国では平将門が同族と争って伯父平国香を攻め殺し勢いに任せてしきりに近隣諸国を脅かし、関東を大いに乱した。「当村（穴洞村）氏神（白山神社）累縁記」によると平氏の一族に下総国猿嶋郡上井郷に左衛門尉平良忠という者があり、将門の乱から逃れて高鷲村に来て穴洞なる後の福兵ヶ野に居住した。平良忠の後裔は承久年中鷲見頼保の命によって鷲見郷喜八会津に移り後、元和元年（一六一五）、鷲見伝右衛門の祖である鷲見保能が遠藤慶隆の命によってこの地に帰農することになって、平良忠の後裔数戸の一族は切立、西洞など鷲見郷各地へ転退したと記されている。（高鷲村史）

・頼保は中宮大進武蔵権守であったが、幕府御家人に任ぜられ、芥見庄鷲見郷の本補地頭であったのかは不明。

・重保は頼保の後を継ぎ、同じように安堵され本補地頭となる。

・家保は「承久の乱」（一二二二）の戦功により鷲見郷を安堵され本補地頭となる。

・保吉と諸保は弘安八年（一二八五）に京都「大番役」の任に当たり鷲見郷を安堵される。

・忠保は正和元年（一二三二）には鷲見郷と穴馬の一角を所領し、本補地頭である。

郡上郡分置の経過と鷲見郷の変遷

1 斉衡二年（八五五）冷害が各地に起こり、恵那や郡上、鈴鹿山麓の石津はそれ以上であった。同年閏四月一九日美濃国多芸・武儀両郡を分けて多芸・石津・武儀・郡上の四郡が成立した。（大和町史）

2 「和名類聚抄」には全国の郷名が載っており、郡上郡は「群上、安群、和良、栗原」の四郷から成り立っていた。（大和町史）

3 大化以後、幾多の村邑を統合して里となし、後改めて郷といい、郷内の多数の旧村は改めて里と呼ぶようになった。（高鷲村史）

以後、鮎走、切立、正ヶ洞、向鷲見、中切、穴洞、西洞、鷲

見を号して鷺見郷八ヶ村というようになった。この八ヶ村を鷺見郷と慣用することは、明治の中頃まで続いた。(高鷺村史)

庄というのは元来別荘の義から私領の領域をさしたものであって、その地域の拡大につれて庄のうちに某村を包括することになった。(高鷺村史)

高鷺村河西の地は芥見庄と言ったことが村内古記録に見えている。「鮎走由緒書」には芥見殿云々とあるから芥見某を領家とするいわゆる分散性の荘園であつたと考えられる。(高鷺村史)

4 平安末期の一―一二世紀頃の郡上郡には吉田庄・気良庄・山田庄の三大荘園が成立した。郡上郡の荘園の領域を想定することは古代郡上四郷の領域の想定とつながる。(大和町史)

守護・地頭が公認されるようになったのは、建久元年(一一九〇)源頼朝が上洛した頃からと言われている。(白鳥町史)

文治元年(一一八五)惣追捕使・地頭の設置。

地頭は守護の支配下に諸国の公領・荘園を問わず一律に配置された。開発領主や下司(荘園管理の役人)など在地の領主層の御家人が直接任せられた。(白鳥町史)

5 来栖郷を要する山田庄は栗垣郷内に成立し、少し遅れて鷺見郷も同郷内に成立した。(大和町史)

美濃国の最初の守護は、「吾妻鏡」によれば文治三年(一一八七)に大内惟義とあり、梶原景時を「半国守護」と呼んだ。続いて任せられたのが土岐光衡である。(白鳥町史)

郡上郡内の郷村にもそれぞれ地頭が配置されたが、それを明確に伝える史料は残されていないが、最初に見られるのが「長滝寺真鏡」の文治二年(一一八六)六月の寄進状に記されている「地頭源貞康」(飛驒の地頭)である。次に郡上の地頭として活躍するのが鷺見氏である。(白鳥町史)

源頼朝が諸国に地頭をおくにあたって頼保が武蔵権守に任ぜられ、幕府の御家人として美濃国郡上郡鷺見郷の地頭に補せられた。(高鷺村史)

6 辺境にある鷺見郷は山田庄からも外されて国管であつたのが、この頃荘園になったことを意味する。(大和町史)

ここでもう一つの鷺見氏伝説である「市兵衛文書(鷺見白山神社由来記)」を紹介する。

『美濃州北隅郡上郡上保谷の奥洞、鷺山岳、岳麓に大屋某という者あり。山中の開祖にしてその初めを知る人なし。仁平年間(一一五一)ここに居住する云々。奇遇の縁浅からず慧心僧都作と伝えられる白山妙理大権現の神像を授受して一室の傍に小祠を建て安置したまわる。以降、樵老を憐れみ芻秃を救い靈驗碩たること数うるに違あらず。治承、養和の昔、竹の園生の連枝なる人、貶せられて鷺岳の麓に來り大屋に依つて育を被る。勅免を蒙り一所の主となり姓を鷺見と号す。世々相継ぎて年暦いよいよ遙かなり、当社は崇敬して加被力を請い倍々武威を躍(おど)す。建武歴応の蘭には土岐氏の旗下となり応仁文明より佐々木氏に属す。或いは斎藤龍興に随い武運衰えず郷民、君と唱えて貢献すること久し。盛者必ず衰える。

天正の初めの歳、襲敵のために首を授け家門を絶つ。惜しむべし。』とあり、これによると鷺見氏は皇族であったが流されて鷺見村に来て大屋の助けを得、やがて鷺見郷を下賜されたとしている。(高鷺村史)

7 安元二年(一一七六)頃には鷺見郷は平光盛の所領となっている。(鮎走村由緒書)。平光盛は芥見庄・鷺見郷を安堵させている。(大和町史)

8 頼保の子重保が、建仁年間(一一二〇―一一二四)芥見庄の南隣の小島三郎によって濫妨されたので幕府へ訴えた。これに対して將軍(源実朝)は執権北条時政に安堵の下知状を出させた。(大和町史)

鷺見頼保の子郡上太郎重保が父の所領を相伝し、建仁二年(一一二〇)五月父に先立って死し、その子家保が継いで郡上三郎と称した。頼保は孫家保が相伝の御家人として所領を安堵されてから、元久元年(一一二四)四月向鷺見村で変転に飛んだ一生を終えた。(白鳥町史)

9 中世においては本姓の代わりに知行を受けて住んだところの地名を冠にする。鷺見氏は、初代頼保が鷺見郷の鷺見を家名に賜り、六代忠保が鷺見を名字に宣下した。(大和町史)

10. すると、一代頼保(郡上太郎)、二代重保(郡上太郎)、三代家保(郡上三郎)、四代諸保(郡上藤三郎)、五代長保(郡上彦三郎)、六代忠保(郡上藤三郎・長山彦五郎)となっており、一代から五代まで郡上に住み、六代から芥見の長山に住んでいたことがわかる。(大和町史)

南北朝時代には、おおむね美濃の土岐氏と共に、足利方とな

って南朝方と戦った。当時の鷺見氏の所領は、鷺見郷八ヶ村に東前谷、越前穴馬の一部、牛道郷の一部に及び、勢威は近隣にひびいた。(白鳥町史)

11. 鷺見郷は辺境の地であるから、鷺見郷を安堵されても経済的基盤がないので芥見の長山に居を移したのだろう。また、家保の頃までは勢力を拡大したが、諸保の代になると京都大番役などの任務から鷺見郷では財政的に難しくなってきたのではなからうか。(大和町史)

12. 明德元年(一三九〇)、管領斯波義将は、鷺見禅峰が土岐康行退治に、在所に馳せ向かい忠節を尽くしたので郡上郡の内鷺見郷河西・河東の地頭職を今まで通り安堵させた。(白鳥町史)

伊賀彦十郎時明が、鷺見郷を押し取ろうとして乱を起こした。明德三年(一三九二)六月三日に管領細川満元は、美濃国守護土岐頼忠に鷺見郷河西・河東の地頭職のことを、伊賀彦十郎の乱を鎮めて、禅峯に全部所務させよと命じている。(白鳥町史)

東益之(八幡赤谷山城主)の子二日町城主安東三郎が、鷺見郷を競望したが、応永七年(一四〇〇)四月二五日、幕府は美濃国守護に、鷺見郷河西・河東は、安東三郎の競望を退けて、禅峯に全部所務させよと命じている。(白鳥町史)

13. 荘園の管理組織については、領家即ち領主の下に荘官がいる。荘官には庄司と下司とがある。庄司は領家から任命派遣された者、下司は荘園内の有力者の中から任命された者で後に武士化する者が多かった。鷺見大鑑下巻に「芥見庄長山

彦五郎御半紙を以て永く之を賜う、(中略) 鷺見郷下司字郡上三郎藤三郎家保」とある。いずれにしても当地方が、むかし莊園であったことは事実である。「鷺見家史蹟」所載のように鷺見氏が藤原氏の一族であったか否かは別として鷺見郷が莊園であった当時、莊園内の有力者であった鷺見氏は莊園の本家から任命された莊官であったとするのが至当と考えられる。後に源頼朝が幕府を開いて全国に守護地頭をおくに当たって鎌倉の御家人として本補地頭に補せられたのである。(高鷺村史)

「鷺狩り伝説」は鷺見大鑑記載事項とその文体から見ても自分の家系を飾るためか、或いは鷺見郷を無祖地にするなど何らかの意図を持って考案されたとする伝説という考えもある。後述の今後の研究課題である。鷺見氏の初期における文献は年代など明確を欠き、不合理な記述があつて真相を捉えがたい。(高鷺村史)

鷺見氏統治八二〇年検証のまとめ

郡上市高鷺町のルーツは、「鷺狩り伝説」から始まっている。高鷺のもと鷺見郷の最初はどうであったか。

九三〇年代に源順が著した「和名類聚抄」には、全国の郷名が載っており、郡上郡は「群上、安群、和良、栗原」の四郷から成り立っている。山田庄は栗垣郷内に成立し、少し遅れて鷺見郷も同郷内に設立した。またその頃、鮎走、切立、正ヶ洞、向鷺見、中切、穴洞、西洞、鷺見の八ヶ村を号して鷺見郷というようにな

った。この八ヶ村を鷺見と慣用することは、明治の中頃まで続いた。平安末期の一〇一〇〜一二世紀頃の郡上郡には吉田庄・気良庄・山田庄の三大莊園が成立した。辺境にある鷺見郷は山田庄からも外されて国の管理であったのが、莊園になったと思われる。

郡上郡内の郷村にもそれぞれ地頭が配置されたが、それを明確に伝える史料は残されていない。最初に見られるのが「長滝寺真鏡」の文治二年(一一八六)六月の寄進状に記されている「地頭源貞康」の名がある。次に「源頼朝が諸国に地頭をおくにあたつて頼保を武蔵権守に任せられ幕府の御家人として美濃国郡上郡鷺見郷の地頭に補せられた」と高鷺村史に書いてあるが、安元二年(一一七六)頃には鷺見郷は平光盛の所領となつている。その後、「鷺狩り伝説」に出てくる鷺見頼保の子重保が、建仁年間(一一二〇〜一一二〇四)芥見庄の南隣の小島三郎によつて濫妨されたので幕府へ訴えた。これに対して將軍(源実朝)は執権北条時政に命じて安堵の下知状を重保に出している文書がある(冒頭の根拠関東下知状)。重保は父の所領を相伝し、建仁二年(一一二〇)五月父に先立って死亡し、その子家保が継いで郡上三郎と称した。頼保は孫家保が相伝の御家人として所領を安堵されてから、元久元年(一一二〇四)四月向鷺見村で変転に富んだ一生を終えた。中世には、本姓の代わりに知行を受けて住んだところの地名を冠にすることが多く、鷺見氏も初代頼保が鷺見郷の鷺見を家名に賜つたとあり、その鷺見を六代忠保が名字に宣下した。

南北朝時代には、おおむね美濃の土岐氏と共に、足利方とな

つて南朝方と戦った。当時の鷺見氏の所領は、鷺見郷八ヶ村に東前谷、越前穴馬の一部、牛道郷の一部に及び、勢威は近隣に及びいたが、鷺見郷は辺境の地であるため、鷺見郷を安堵されても経済的基盤がなく、芥見の長山に居を移した。また、家保の頃までは勢力を拡大したが、諸保の代になると京都大番役などの任務から鷺見郷では財政的に難しくなってきたのではなからうか。

伊賀彦十郎時明が、鷺見郷を押し取ろうとして乱を起こした。明徳三年（一二九二）六月三日に管領細川満元は、美濃国守護土岐頼忠に鷺見郷河西・河東の地頭職のことは、伊賀彦十郎の乱を鎮めて、禅峯に全部所務させよと命じており（長善寺文書）、また、東益之の子二日町城主安東三郎が鷺見郷を競望したので、応永七年（一四〇〇）四月二五日、幕府は美濃国守護に、鷺見郷河西・河東は、安東三郎の競謀を退けて、禅峯に全部所務させよと命じている（鷺見家譜）。

つまり、「鷺狩り伝説」は「鷺見大鑑」記載事項とその文体から見ても自分の家系を飾るためか、或いは鷺見郷を無祖地にするなど何らかの意図を持って考案されたとする伝説であるという考えや、鷺見氏が土着の豪族であったか、藤原氏の一族であったかとはともかくとして以前から鷺見郷に居住してこの荘園を管理しており、たまたま頼朝の時代に地頭に補せられ鷺見の荘を支配することになったと言う考えもある。今後の研究課題である。

しかし、高鷺は鷺見郷八ヶ村をもとに、長良川の上流にある「鷺伝説の里」という言い伝えから地名がなづけられた。その

ために鷺伝説を無視することはできないが、さらに研究することが望まれる。

文明年間（一四七〇年代）に北野へ移ってからの鷺見氏の活躍も忘れてはならない。北野を領有した鷺見保重公は、広大な北野に城を構え土岐氏に仕えた。この城は百餘四方に及ぶ立派なものである。また 大智寺には保重の画像と直保の立派な木

像がある。



北野の戦いについては「鷺見落城記」に書かれており、その様子は「鷺見家史蹟」に載っている。

鷲見氏一族子孫の各地への進出考

根本…「元暦二年（文治元年・一一八五）に鎌倉幕府成り、源頼朝諸国に守護地頭を置くに当り自ら鷲見郷支配の必要起り、頼保は武蔵権守に任ぜられ幕府の御家人として其子重保と共に美濃国郡上郡鷲見郷に来れり」（鷲見家史蹟）。即ちこれが鷲見氏のルーツであると記されているが、異説あり。

岐阜県郡上市高鷲町の鷲見氏祖であり全国鷲見氏姓の祖である。
鷲見郷＝鷲見郷八カ村＝旧郡上郡高鷲村＝現岐阜県郡上市高鷲町

1 鷲見藤四郎保憲（六代忠保の弟）は正平七年（文和元年・一三五二）「以降は郡上に在りしが再び出陣せず、甥の加賀丸の軍功を見て悦び、老後は多く狩猟と土地開発に力を致せり、即ち郡上郡の東北馬瀬川上流（飛騨国大野郡の一部）榎谷は保憲の開発せし処にしてその子孫（善宗）は榎谷寺を開基したり」（鷲見家史蹟）。

岐阜県高山市清見町の鷲見氏祖である。
榎谷＝現高山市清見町榎谷

2 「伊豫守保照（九代行保の長子）は庶子なりしものか家を継がず、又鷲見郷も一城にては戦国の備え不十分なりしに依るか、鷲見郷に入るべき関門なる剣村に一城を築きて之に拠れり」（鷲見家史蹟）。

岐阜県郡上市大和町の鷲見氏祖か？

「鷲見家史蹟」では保照が剣村に剣城（現阿千葉城）を築いたとあるが、その頃は鷲見氏が衰え東氏に属していた為、東氏の要請により北の守りを固める為に東氏が築いた阿千葉城に入城させられた、と考えるのが妥当。

庶子＝妾腹の子
剣村＝現岐阜県郡上市大和町剣

3 「剣城主一兵衛貞保（保照の子）の時に至り、来栖城に於ける東常慶と隙を生じ、天文十年（一五四一）六月一八日貞保遂に剣城に自刃せり」（鷲見家史蹟）。この時、「貞保即ち幼子千代丸を老臣餌取廣綱に托して遁れしめ」（鷲見家史蹟）とあり、さらに「其後餌取廣綱は千代丸と共に美濃国西牧谷へ落行き千代丸成長の後、信長公へ願出ければ、時の八幡城主遠藤盛数へ使を以て鷲見此度願出につき疎かに難相成其方にて養育有之哉此方にて召抱可申哉否承り度と申出られければ盛数公早速に申請鷲見千代丸家臣餌取廣綱共に大島村を所領せしめける」（濃北一覽・注記）

岐阜県郡上市白鳥町大島の鷲見祖である。
剣城＝阿千葉城

栗栖城＝篠脇城
美濃国西牧谷＝現美濃市、
大島村＝現岐阜県郡上市白鳥町大島

4 「鷲見美作守保重（九代行保の二男・直重とも云う）は文明

の頃（一四六九〜一四八六）土岐成頼の武将として弟新左衛門と共に各所に転戦し、山縣郡北野其の他に多くの所領を得たれば、遂に鷺見城を出でて山縣郡北野に居城するに至れり」（鷺見家史蹟）。

保重は北野に北野城を構え、第一代城主となる（文明十年〜永正七年・一四七八〜一五一〇）。

岐阜市北野の鷺見祖である。

5 「鷺見美作守保重は明應の乱に於て初め土岐成頼に加担し其所領を山県郡高富に得たり」（鷺見家史蹟）。

「保定と直保の母は松野殿とて松蔭氏に出づ、永正の争乱に夫君及び其長子を喪ひ領分高富村に退隠せり、直保即ち母のために一寺を建立し廣嚴庵と言ふ」（鷺見家史蹟）。

岐阜県山県市高富の鷺見氏祖である。

明應の乱Ⅱ明応四年五年（一四九五・一四九六）の船田合戦
永正の争乱Ⅱ土岐政頼と土岐政房・頼芸との戦い（永正十四年・一五一七）

山県郡高富Ⅱ現岐阜県山県市高富町

領分高富村Ⅱ現領地の岐阜県山県市高富町

廣嚴庵Ⅱ現廣嚴寺

6 「北野城第三代城主鷺見直保（直康）の弟大学助保光は、一色義龍に従ひ稲葉城に在りしが、義龍の死後、其子龍興に歴任して美作守と称せり、其後永禄十年（一五六七）八月に至り、織田信長大挙して急に稲葉山に迫るや、龍興遂に城を出て船にて

長島に退く、大学の子藤兵衛次定は龍興に従つて長島に至り、更に近江に転戦せしが、大学助及其子定重は高富を経て郡上に帰れり、定重数代の孫に宇太夫保幹と言う者あり、藤井の松平忠周に仕え、信州上田に住す」（鷺見家史蹟）。

長野県上田市の鷺見氏祖か？

信州上田Ⅱ現長野県上田市

長島Ⅱ現三重県三重郡長島町

藤井松平家Ⅱ三河国碧海郡藤井の領主Ⅱ現愛知県安城市藤井町

7 鷺見氏第九代鷺見行保の四男鷺見新左衛門の子「鷺見新五郎なるものは、大永年間（一五二一〜一五二七）土岐頼芸に仕へて各所に転戦せし史蹟あれども、其子孫詳かならず、今稲葉郡城田寺村に真宗法勝寺あり、鷺見姓にして大永四年（一五二四）八月空爾上人を開山とせり、上人は天文十年（一五四一）六月十日寂、今其俗名を詳かにせずと雖、口碑によれば当時の武士なりと傳ふ、上人或は新五郎の後身なるべきか、後證を待つ」（鷺見家史蹟）

岐阜市城田寺町（きだいじちよう）の鷺見氏祖か？

稲葉郡城田寺村Ⅱ現岐阜市城田寺町

8 「天文十六年（一五四七）大桑城に戦死したる鷺見美作守直保の孫に五郎兵衛直保なるものあり、初め山県郡高富に在りしが、池田信輝及び輝政に歴任して天正の末（一五九〇年頃）参州（三河）吉田城（豊橋）に住めり、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の合戦起るや、輝政に従いて先ず岐阜城を攻めて織田信秀を降

し、進んで関ヶ原に到れり、役後播州姫路に移り千余石を領す、慶長十八年（一六一三）輝政卒去の後は池田忠継、忠雄に歴任して備前岡山に在りしが、寛永九年（一六三二）池田光仲に従つて鳥取に到り、更に伯州米子に移り、寛永十年（一六三三）十一月二十九日卒す」「直保の後は世々米子に在りしが、数代の後鳥取に移住す」（鷺見家史蹟）

鳥取県鳥取市の鷺見氏祖である。

兵庫県姫路市の鷺見氏祖か？

吉田城 現愛知県豊橋市今福町

播州姫路 現兵庫県姫路市

備前岡山 現岡山県岡山市

伯州米子 現鳥取県米子市

9 「五郎兵衛直保の長子にして山県郡高富の家嗣と為りし者を猪右衛門正保と云ふ、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦に当り、小早川秀秋に従つて戦功あり、同年秀秋に従ひ備前岡山に到り三五〇石を領せり。」「然るに慶長七年（一六〇二）秀秋卒し、継子なく、家断絶せしかば正保一時高富に帰れり」「正保は其後作州津山に到り森左近太夫忠政に仕へ、二〇〇石を領せり」（鷺見家史蹟）

岡山県岡山市・津山市の鷺見氏祖か？

備前岡山 現岡山県岡山市

作州津山 現岡山県津山市

10. 「慶長五年（一六〇〇）池田輝政等の岐阜城を攻むるや、其

城主織田信秀の爲めに奮戦せし鷺見久左衛門なる者あり、之は永祿十年（一五六七）斎藤龍興と共に勢州長島に走り、後近江に転戦したる鷺見藤兵衛次定の継子なり、久左衛門は藤兵衛次久と云ひ、慶長五年（一六〇〇）八月一五日岐阜城没落の後は信州に到り、小諸城主仙石秀久に仕へ、佐久郡に於て七〇〇貫を領せり」（鷺見家史蹟）

長野県上田市の鷺見久左衛門が祖である。

勢州長島 現三重県桑名市長島町

近江 現滋賀県近江市

信州 現長野県

小諸城 現長野県小諸市

佐久郡 現長野県佐久市

11. 「鷺見兵庫（阿千葉城主保照の孫）の子鷺見忠左衛門保義は、遠藤慶隆に仕へて家老職たりしが天正十六年（一五八八）遠藤氏加茂郡に移封せられし時之に従へり、其後慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦起るや、慶隆東軍に応じて舊領八幡城の回復を計り、稲葉氏と合戦せり、九月三日稲葉貞通犬山より帰陣し、急に赤谷山に在る遠藤慶隆の軍を襲ふ、忠左衛門等奮戦遂に討死し、慶隆身を以て逃るるを得たり」（鷺見家史蹟）。

「鷺見忠左衛門の子孫は代々向鷺見に住み、同地区鷺見の祖を爲せり」（鷺見家史蹟）。

岐阜県郡上市高鷺町大鷺向鷺見地区の鷺見氏祖なり。

遠藤慶隆 遠藤盛数の子 後の郡上八幡城第一代城主（一六〇一〜一六三二）、

加茂郡 現岐阜県加茂郡小原

舊領 (きゆうりょう) 旧領地

赤谷山 現岐阜県郡上市八幡町愛宕公園の裏山

12. 「慶長五年(一六〇〇)八月郡上八幡城に於ける稲葉右京太

は、西軍に応じたれば、東軍に投じたる遠藤左馬助、金森出雲、同宗貞等は八幡城を襲へり、此時稲葉氏の為に守城せし者に驚見喜平次なる者あり、之れは弘治二年(一五五六)四月長良川に戦死せし驚見新藤治の孫なるべく、乱後稲葉氏豊後に移り、喜平次は所領本巢郡神海に帰れり、喜平次数代の孫に上総国武射郡本須賀村に到り医業を為せしものあり、同村驚見氏の祖なり」(驚見家史蹟)。

千葉県の驚見氏祖である

岐阜県本巢市の驚見氏祖である

稲葉右京太夫 稲葉貞通

遠藤左馬助 遠藤慶隆

長良川に戦死 齋藤道三とその子義龍の合戦で道三は戦死した

豊後 現大分県

上総国武射郡本須賀村 現千葉県山武市本須賀

本巢郡神海 現岐阜県本巢市神海町(こうみちよう)

13. 驚見氏姓についての調査

「日本の世帯の中で最も多い名字は①佐藤、②鈴木、③高橋、④田中、⑤渡辺、⑥伊藤、⑦山本、⑧中村、⑨小林、⑩加藤がベス

トテンとなっており、驚見姓は全国で一三、〇〇〇人(世帯数未調査)で、全国一、三六四番目に多い名字となっている」(馬淵旻修論集②〜一部修正)。ちなみに全国の名字の数は一二万種以上有る。

「高鷲町を名字の本拠とする驚見姓は、岐阜県では岐阜県内に五、三〇〇人(世帯数未調査)おり、そのうち岐阜市から山県市に多く分布している。郡上市内では(人数未調査)二二八世帯が驚見姓を名乗っている。

郡上市内の驚見姓の分布状況は、白鳥が一二〇世帯、で最も多く、次いで八幡が五八世帯、明宝一八世帯、高鷲一七世帯、大和一四世帯、和良一世帯、美並〇世帯となっており、驚見姓のルーツとされる高鷲は郡上の中でそんなに名乗る世帯は多くなく、白鳥町の驚見姓が市内の五二、六%を占め、最も多くなっている」(馬淵旻修論集②〜一部修正)。

その他、移封された遠藤氏について近江三上藩(滋賀県野洲市)に行った驚見氏がいることも付け足しておく。